官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○総務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令（**総務**八八）　一
○競馬法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**五〇）　四
○経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令（**経済産業**六一）　五
〔その他告示〕
○国民年金法第九十二条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が納付受託者を指定した件（**厚生労働**二六四）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**八三四～八三七）　六
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（**観光庁**一五、一六）　六
○都市計画に関する件（**関東地方整備局**一八九）　六
○道路に関する件（**近畿地方整備局**九九～一〇一）　六
○道路に関する件（**中国地方整備局**七五）　七
○道路に関する件（**九州地方整備局**七七）　七
〔国会事項〕
内閣　法務省　七
〔人事異動〕
官庁事項　七
〔皇室事項〕
諸事項　七
〔官庁報告〕
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　七
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　七
労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（東京都公安委告示配二）　九
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（大阪府公安委告示配一）　九
〔公　告〕
諸事項　九
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し、有権者申出方関係　九
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　一〇

省令

○総務省令第八十八号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十二条第二項第二号ハの規定に基づき、総務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月十四日　総務大臣　林　芳正

総務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令

総務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和五年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（構成設備） **第十三条**　法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるもの（以下「構成設備」という。）は、次の各号に掲げる特定重要設備の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 ［一～六　略］ （構成設備に関する事項） **第十四条**　法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～六　略］	（構成設備） **第十三条**　法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの（以下「構成設備」という。）は、次の各号に掲げる特定重要設備の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 ［一～六　同上］ （法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるもの） **第十四条**　法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 ［一～六　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○農林水産省令第五十号

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第三条及び第二十条第一項の規定に基づき、競馬法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月十四日　農林水産大臣　鈴木　憲和

競馬法施行規則の一部を改正する省令

競馬法施行規則（昭和二十九年農林省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（競馬の開催） **第二条**　法第三条の農林水産省令で定める範囲は、次のとおりとする。ただし、中央競馬として一年間に開催できる開催日数の合計は、二百八十八日を超えることができない。 一　年間開催回数（毎年一月一日から十二月三十一日までに開催される回数をいう。以下この条及び次条において同じ。）については、三十六回 二　（略） 三　一回の開催日数については、十二日 四　（略） 2　日本中央競馬会（以下「競馬会」という。）は、気候の変動により人又は馬の健康に影響が及ぶおそれがある場合においては、中央競馬として一年間に実施する競走の回数が前項ただし書の日数に同項第四号の回数を乗じて得た回数を超えない限りにおいて、中央競馬の一年間の開催日数については同項ただし書の日数を、一回の開催日数については同項第三号の日数を、それぞれ超えて中央競馬を開催することができる。 3　競馬会は、天災地変その他競馬会の責めに帰すことのできない理由により競走を実施することができなくなつた場合においては、中央競馬の一年間の開催日数については第一項ただし書の日数（前項の規定により当該日数を超えて開催する場合にはその日数）に、一回の開催日数については第一項第三号の日数（前項の規定により当該日数を超えて開催する場合にはその日数）に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日数を加えた日数を超えない範囲内で中央競馬を開催することができる。 一　実施することができなかつた競走の回数が、開催日において予定された一日の競走回数の二分の一以上である場合　当該開催日の日数を合計した日数 二　実施することができなかつた競走の回数が、開催日において予定された一日の競走回数の二分の一未満である場合　一日に、当該開催日において実施することができなかつた競走の回数の一年間における合計が十二の倍数を超えるごとに一日を加えた日数 4　法第三条の農林水産省令で定める日取りは、次の各号のいずれかに該当する日取りとする。 一　（略） 二　第二項の規定により中央競馬を開催する場合において、前号の日取り以外の日取りにより開催日を定めるときは、月曜日、火曜日又は金曜日のいずれかの日取り 三　第一号の日取りによつて定めた開催日を天災地変その他競馬会の責めに帰すことのできない理由により同号の日取り以外の日取りに変更するときは、変更後の	（競馬の開催） **第二条**　法第三条の農林水産省令で定める範囲は、次のとおりとする。ただし、中央競馬として一年間に開催できる開催日数の合計は、二百八十八日（天災地変その他日本中央競馬会（以下「競馬会」という。）の責めに帰すことのできない理由により開催日において予定された一日の競走回数の二分の一以上の競走を実施することができないときは、二百八十八日に当該開催日の日数を加えた日数）を超えることができない。 一　年間開催回数（毎年一月一日から十二月三十一日までに開催される回数をいう。以下この条において同じ。）については、三十六回 二　（略） 三　一回の開催日数については、十二日（天災地変その他競馬会の責めに帰すことのできない理由により開催日において予定された一日の競走回数の二分の一以上の競走を実施することができないときは、二百八十八日に当該開催日の日数を加えた日数）を超えることができない。 四　（略） （新設）

（新設）

2　法第三条の農林水産省令で定める日取りは、次の各号のいずれかに該当する日取りとする。

一　（略）

二　前号の日取りによつて定めた開催日を天災地変その他競馬会の責めに帰すことのできない理由により同号の日取り以外の日取りに変更するときは、変更後の開

開催日が月曜日、火曜日又は金曜日である場合（同号の日取りによつて定めた開催日が十二月二十八日である場合にあつては、変更後の開催日がその翌日又は翌々日である場合）に限り変更後の日取り

（中央競馬の開催の特例）

第二条の二　競馬会は、農林水産大臣の承認を受けて、著しく激甚である災害に係る被害地域に存する競馬の実施のために必要な施設の周辺地域の住民に対する支援に関する事業その他の競馬の健全な発展を図るための事業であつて高度の公益性を有するものが円滑に実施されるために必要な資金を確保するための中央競馬（以下この条において「中央特別競馬」という。）として、前条第一項から第三項までの規定にかかわらず、これらの項（同条第一項第四号を除く。）に規定する開催回数の中央競馬のほか、一回の開催日数が一日の中央競馬を開催することができる。ただし、中央特別競馬の年間開催回数は二回以内とする。

2　前項の規定により開催することができる中央特別競馬については、前条第四項の規定にかかわらず、当該中央特別競馬を開催する日を法第三条の農林水産省令で定める日取りとする。

3　競馬会は、第一項の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一　中央特別競馬の対象となる事業

二　中央特別競馬の開催競馬場

三　中央特別競馬の年間開催回数、開催年月日及び一日の競走回数

四　中央特別競馬開催に関する収支の見込み

（開催の範囲及び日取り）

第二十九条　法第二十条第一項の農林水産省令で定める範囲は、次のとおりとする。

一　（略）

催日が月曜日、火曜日又は金曜日（当該開催日の属する回の次の回の競馬の開催の前日までの間に限る。）である場合（同号の日取りによつて定めた開催日が十二月二十八日である場合にあつては、変更後の開催日がその翌日又は翌々日である場合）に限り変更後の日取り

（新設）

（開催の範囲及び日取り）

第二十九条　法第二十条第一項の農林水産省令で定める範囲は、次のとおりとする。

一　（略）

二　一回の開催日数については、六日（天災地変その他都道府県又は指定市町村の責めに帰すことのできない理由により競走を実施することができなくなつた場合においては、六日に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日数を加えた日数）

イ　実施することができなかつた競走の回数が、開催日において予定された一日の競走回数の二分の一以上である場合　当該開催日の日数を合計した日数

ロ　実施することができなかつた競走の回数が、開催日において予定された一日の競走回数の二分の一未満である場合　一日に、当該開催日において実施することができなかつた競走の回数の一年間における合計が十二の倍数を超えるごとに一日を加えた日数

三　（略）

2　法第二十条第一項の農林水産省令で定める日取りは、次の各号のいずれかに該当する日取りとする。

一　（略）

二　前号の日取りによつて定めた開催日を天災地変その他都道府県又は指定市町村の責めに帰すことのできない理由により前号以外の日取りに変更するときは、変更後の日取り

3　都道府県又は指定市町村が、令第十四条第二項の規定による農林水産大臣の承認を受けて、法第二十三条の八第二項の認定競馬活性化計画に従つて競馬の事業を実施するために必要があるものとして当該都道府県の区域外又は当該指定市町村を包括する都道府県の区域外において競走を実施する場合においては、当該競走は、第一項第一

二　一回の開催日数については、六日（天災地変その他都道府県又は指定市町村の責めに帰すことのできない理由により開催日において予定された一日の競走回数の二分の一以上の競走を実施することができないときは、六日に当該開催日の日数を加えた日数）

三　（略）

2　法第二十条第一項の農林水産省令で定める日取りは、次の各号のいずれかに該当する日取りとする。

一　（略）

二　前号の日取りによつて定めた開催日を天災地変その他都道府県又は指定市町村の責めに帰すことのできない理由により前号以外の日取りに変更するときは、変更後の開催日が変更に係る開催日後七日以内（当該開催日の属する回の次の回の競馬の開催の前日までの間に限る。）である場合に限り変更後の日取り

3　都道府県又は指定市町村が、令第十四条第二項の規定による農林水産大臣の承認を受けて、法第二十三条の八第二項の認定競馬活性化計画に従つて競馬の事業を実施するために必要があるものとして当該都道府県の区域外又は当該指定市町村を包括する都道府県の区域外において競走を実施する場合においては、当該競走は、第一項第一

号の都道府県の区域ごとの年間開催回数の計算に当たつては、当該都道府県の区域内又は当該指定市町村を包括する都道府県の区域内において実施されたものとみなす。この場合において、当該競走が実施される都道府県の区域内において一年間に競走を実施することができる日数は、別表第一の上欄に掲げる都道府県の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる回数に六日を乗じて得た日数（天災地変その他都道府県又は指定市町村の責めに帰すことのできない理由により競走を実施することができなくなつた場合においては、当該日数に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日数を加えた日数）を超えることができない。

一　実施することができなかつた競走の回数が、開催日において予定された一日の競走回数の二分の一以上である場合　当該開催日の日数を合計した日数

二　実施することができなかつた競走の回数が、開催日において予定された一日の競走回数の二分の一未満である場合　一日に、当該開催日において実施することができなかつた競走の回数の一年間における合計が十二の倍数を超えるごとに一日を加えた日数

附　則

1～3　（略）

4　都道府県又は指定市町村は、当分の間、次に掲げる事業が円滑に実施されるために必要な資金を確保するための競馬（以下「地方特別競馬」という。）を開催することができる。この場合において、当該地方特別競馬を開催する都道府県の区域（当該地方特別競馬を開催する者が指定市町村である場合にあつては、当該指定市町村の区域を包括する都道府県の区域）の年間開催回数については、当該地方特別競馬の開催回数が別表第一の下欄に掲げる回数に追加されたものとみなす。

一・二　（略）

号の都道府県の区域ごとの年間開催回数の計算に当たつては、当該都道府県の区域内又は当該指定市町村を包括する都道府県の区域内において実施されたものとみなす。この場合において、当該競走が実施される都道府県の区域内において一年間に競走を実施することができる日数は、別表第一の上欄に掲げる都道府県の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる回数に六日を乗じて得た日数（天災地変その他都道府県又は指定市町村の責めに帰すことのできない理由により開催日において予定された一日の競走回数の二分の一以上の競走を実施することができないときは、当該日数に当該開催日の日数を加えた日数）を超えることができない。

附　則

1～3　（略）

4　都道府県又は指定市町村は、当分の間、次に掲げる事業が円滑に実施されるために必要な資金を確保するための競馬（以下「特別競馬」という。）を開催することができる。この場合において、当該特別競馬を開催する都道府県の区域（当該特別競馬を開催する者が指定市町村である場合にあつては、当該指定市町村の区域を包括する都道府県の区域）の年間開催回数については、当該特別競馬の開催回数が別表第一の下欄に掲げる回数に追加されたものとみなす。

一・二　（略）

5　前項の規定により開催することができる地方特別競馬の都道府県の区域ごとの年間開催回数は三回以内とする。

6　附則第四項の規定により開催することができる地方特別競馬については、第二十九条第二項の規定にかかわらず、当該地方特別競馬を開催する日を法第二十条第一項の農林水産省令で定める日取りとする。

7　都道府県又は指定市町村は、附則第四項の規定により地方特別競馬を開催することとしたときは、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一　地方特別競馬の対象となる事業

二　地方特別競馬の開催競馬場

三　地方特別競馬の年間開催回数及び開催年月

四　地方特別競馬開催に関する収支の見込み

8　（略）

5　前項の規定により開催することができる特別競馬の都道府県の区域ごとの年間開催回数は三回以内とする。

6　附則第四項の規定により開催することができる特別競馬については、第二十九条第二項の規定にかかわらず、当該特別競馬を開催する日を法第二十条第一項の農林水産省令で定める日取りとする。

7　都道府県又は指定市町村は、附則第四項の規定により特別競馬を開催することとしたときは、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一　特別競馬の対象となる事業

二　特別競馬の開催競馬場

三　特別競馬の年間開催回数及び開催年月

四　特別競馬開催に関する収支の見込み

8　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（中央競馬に関する経過措置）

2　令和八年一月一日からこの省令の施行の日の前日までの間において、競馬会が天災地変その他競馬会の責めに帰すことのできない理由により競走を実施することができなくなった場合については、この省令による改正後の第二条第三項に規定する競走を実施することができなくなった場合とみなして、同項及び同条第四項の規定を適用する。

（地方競馬に関する経過措置）

3　令和八年四月一日からこの省令の施行の日の前日までの間において、都道府県又は指定市町村が天災地変その他都道府県又は指定市町村の責めに帰すことのできない理由により競走を実施することができなくなった場合については、この省令による改正後の第二十九条第一項第二号又は第三項に規定する競走を実施することができなくなった場合とみなして、同条の規定を適用する。

○経済産業省令第六十一号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十二条第一項及び同条第二項第二号ハの規定に基づき、経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月十四日

経済産業大臣　赤澤　亮正

経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令

経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和五年経済産業省令第四十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（導入等計画書の届出） **第九条**　（略） ２　法第五十二条第一項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、有効期間又は有効期限のあるものにあっては、同項の規定による届出の日において有効なものに、その他のものにあっては、当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。 一　特定重要設備の供給者及び構成設備（第十二条に規定する構成設備をいう。）の供給者又は特定重要設備の重要維持管理等の委託の相手方及び当該委託の相手方から重要維持管理等の再委託を受けた者（当該再委託を受けた者が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせる場合にあっては、当該再委託の相手方を含む。以下「再委託の相手方等」という。）の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） 二　（略） （構成設備） **第十二条**　法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるもの（以下「構成設備」という。）は、次の各号に掲げる特定重要設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一～十三　（略） （構成設備に関する事項） **第十三条**　法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 一～六　（略）	（導入等計画書の届出） **第九条**　（略） ２　法第五十二条第一項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、有効期間又は有効期限のあるものにあっては、同項の規定による届出の日において有効なものに、その他のものにあっては、当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。 一　特定重要設備の供給者及び構成設備（法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるものをいう。以下同じ。）の供給者又は特定重要設備の重要維持管理等の委託の相手方及び当該委託の相手方から重要維持管理等の再委託を受けた者（当該再委託を受けた者が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせる場合にあっては、当該再委託の相手方を含む。以下「再委託の相手方等」という。）の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） 二　（略） （構成設備） **第十二条**　構成設備は、次の各号に掲げる特定重要設備の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。 一～十三　（略） （法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるもの） **第十三条**　法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 一～六　（略）

附　則

この省令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

その他告示

○厚生労働省告示第二百六十四号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十二条の三第一項第二号の規定に基づき、納付事務を適正かつ確実に実施することができると認められ、かつ、政令で定める要件に該当する者を次のとおり指定したので、同条第三項の規定に基づき公示する。

令和八年七月十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

名称	所在地	指定した日
株式会社ＮＴＴデータ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号	令和八年七月十四日

○国土交通省告示第八百三十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

土沢

二　砂防法第二条の土地の表示

山梨県上野原市秋山の区域内の土地のうち、次の一点から五点までを順次結んだ線及び一点と五点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第二百三十一号で指定した同号七四に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°34′53.3078″	139°06′31.0877″
2	35°34′52.9231″	139°06′31.4886″
3	35°34′52.7402″	139°06′31.0027″
4	35°34′53.1177″	139°06′30.7295″
5	35°34′53.2617″	139°06′30.4563″

○国土交通省告示第八百三十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　月沈沢
二　砂防法第二条の土地の表示
　静岡県島田市伊太の区域内の土地のうち、次の一点から二十五点までを順次結んだ線及び一点と二十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°50′44.5470″	138°09′00.5153″
2	34°50′44.7346″	138°08′59.6200″
3	34°50′44.9847″	138°08′59.3906″
4	34°50′45.9187″	138°08′59.5118″
5	34°50′46.4545″	138°08′58.9782″
6	34°50′47.7385″	138°08′58.6183″
7	34°50′47.8091″	138°08′58.5776″
8	34°50′47.8255″	138°08′58.6235″
9	34°50′48.9497″	138°08′59.1292″
10	34°50′49.1195″	138°08′59.2734″
11	34°50′49.1377″	138°08′59.3175″
12	34°50′49.2087″	138°08′59.4993″
13	34°50′49.1718″	138°08′59.5582″
14	34°50′48.0981″	138°08′59.1912″
15	34°50′47.2850″	138°08′59.4027″
16	34°50′46.6745″	138°09′00.4839″
17	34°50′46.5496″	138°09′00.8419″
18	34°50′46.5167″	138°09′00.8220″
19	34°50′46.4654″	138°09′00.7546″
20	34°50′46.3682″	138°09′00.6537″
21	34°50′46.2109″	138°09′00.1875″
22	34°50′45.7464″	138°09′00.7458″
23	34°50′45.6056″	138°09′00.8750″
24	34°50′45.4351″	138°09′00.8626″
25	34°50′44.7062″	138°09′00.7707″

○国土交通省告示第八百三十六号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

　令和八年七月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　尾和田川右支川
二　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地
　和歌山県有田郡有田川町大字松原
　字小妻　三六九番及び三七〇番
　三七二番
　三七五番
　三七七番及び三七八番
　ロ　和歌山県有田郡有田川町大字松原の区域内の土地のうち、次の一点から二十四点までを順次結んだ線及び一点と二十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	34°02′42.7139″	135°17′11.9071″
2	34°02′55.2846″	135°17′02.2709″
3	34°02′44.6745″	135°17′12.8265″
4	34°02′46.2896″	135°17′12.4524″
5	34°02′46.9281″	135°17′13.3004″
6	34°02′48.8539″	135°17′14.4300″
7	34°02′51.1125″	135°17′15.3144″
8	34°02′51.8874″	135°17′15.3035″
9	34°02′51.6083″	135°17′18.4069″
10	34°02′44.9904″	135°17′20.3246″
11	34°02′44.2952″	135°17′19.8441″
12	34°02′43.3677″	135°17′18.0596″
13	34°02′43.6842″	135°17′14.0465″
14	34°02′53.3192″	135°17′02.0225″
15	34°02′51.5064″	135°17′02.3406″
16	34°02′51.0820″	135°17′01.9200″
17	34°02′50.8554″	135°17′01.2914″
18	34°02′51.2682″	135°17′00.7498″
19	34°02′51.9610″	135°17′00.6302″
20	34°02′52.6457″	135°16′59.7875″
21	34°02′53.0904″	135°16′59.5326″
22	34°02′41.7456″	135°17′10.5138″
23	34°02′52.6650″	135°17′00.5961″
24	34°02′53.2037″	135°17′01.2201″

○国土交通省告示第八百三十七号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

　令和八年七月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　松原中谷川
二　砂防法第二条の土地の表示
　和歌山県有田郡有田川町大字松原の区域内の土地のうち、次の一点から二十九点までを順次結んだ線及び一点と二十九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°02′38.2131″	135°17′13.5926″
2	34°02′39.0892″	135°17′14.3637″
3	34°02′40.7019″	135°17′15.7832″
4	34°02′42.5949″	135°17′17.7582″
5	34°02′43.4915″	135°17′19.5852″
6	34°02′44.8974″	135°17′21.1908″
7	34°02′44.6995″	135°17′23.5514″
8	34°02′44.1241″	135°17′25.2994″
9	34°02′43.8440″	135°17′27.7847″
10	34°02′43.8727″	135°17′28.5590″
11	34°02′42.8585″	135°17′27.2136″
12	34°02′41.6549″	135°17′26.3388″
13	34°02′40.8847″	135°17′25.6452″
14	34°02′40.1665″	135°17′24.4884″
15	34°02′39.0118″	135°17′22.9823″
16	34°02′37.6063″	135°17′22.4019″
17	34°02′37.0683″	135°17′20.9818″
18	34°02′37.1404″	135°17′16.9475″
19	34°02′36.6450″	135°17′15.2425″
20	34°02′35.8290″	135°17′13.7774″
21	34°02′35.3530″	135°17′12.7517″
22	34°02′34.3285″	135°17′12.1808″
23	34°02′33.5438″	135°17′11.3250″
24	34°02′33.6407″	135°17′11.1142″
25	34°02′33.9300″	135°17′11.3095″
26	34°02′35.7892″	135°17′11.9756″
27	34°02′35.9832″	135°17′12.6441″
28	34°02′36.4294″	135°17′13.2842″
29	34°02′37.5313″	135°17′13.6310″

○観光庁告示第十五号

　旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二十九条において準用する同法第十二条の十七の規定に基づき、一般財団法人日本旅行業振興協会（登録研修機関第七号）から住所及び研修業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第二十九条において準用する同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

　令和八年七月十四日

観光庁長官　村田　茂樹

一　住所の変更

変更前	東京都港区六本木四丁目九番二号 俳優座ビル七一一室
変更後	東京都渋谷区代々木二丁目二十三番一号 ニューステイトメナー一三二二

二　研修業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都渋谷区代々木二丁目十三番五号KT新宿ビル五階
変更後	東京都渋谷区代々木二丁目二十三番一号 ニューステイトメナー一階教室

三　変更の年月日　令和五年五月九日

○関東地方整備局告示第百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年七月十四日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　川越都市計画道路事業三・五・二十四号吹塚南園部中山線及び三・五・二十二号伊草戸守線

三　事業施行期間　自令和八年七月十四日至令和十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　埼玉県比企郡川島町大字吹塚字華木町、字久保町及び字株木町、大字戸守字南町、大字中山字西浦、字上廓及び字柳ケ谷戸、大字南園部字内袋並びに大字北園部字安藤地内

使用の部分　埼玉県比企郡川島町大字吹塚字久保町及び字株木町、大字戸守字南町、大字中山字西浦、字上廓及び字柳ケ谷戸並びに大字南園部字内袋地内

○近畿地方整備局告示第九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月十四日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
相生市若狭野町若狭野字下河原一七番一地先から赤穂市有年原字西原向イ二四五番二まで	前	九・四六～二五・六一	三四・三四メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	二五・六一～九九・二五	二・五四六キロメートル	
	A	九九・二五～一〇五・七〇	二・五九〇	
	B	九・四六～二五・六一	三四・三四	
赤穂市有年原字東西川二九二番一から同市有年原字東西川二九三番二まで	前	四〇五五～四一二・一二	二・五四六	
	後	四〇五五～四一二・一二	〇・〇二六〇・〇二六	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○観光庁告示第十六号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、株式会社近鉄HRパートナーズ（登録研修機関第十四号）から研修業務を行う事務所の名称を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

令和八年七月十四日

観光庁長官　村田　茂樹

一　研修業務を行う事務所の名称の変更

変更前	株式会社ツーリストエキスパーツ本社
変更後	株式会社近鉄HRパートナーズツーリストエキスパーツ事業本部

二　変更の年月日　令和六年十月一日

○近畿地方整備局告示第百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月十四日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宍粟市山崎町下広瀬字上垣内八番四から同市山崎町下広瀬字上垣内五番一まで	前	二七・四〇～六三・六〇	〇・〇五五キロメートル	
	後	三四・〇〇～六三・八〇	〇・〇五五	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月十四日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十九号	宍粟市山崎町下広瀬字上垣内八番四から同市山崎町下広瀬字上垣内五番一まで	近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年七月十四日

○中国地方整備局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月十四日

中国地方整備局長　山本　大志

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
山口市阿東地福下字野地一六四番三地内	前	二三・六四～四六・四一メートル	〇・〇七九キロメートル	
	後	二三・六四～七三・〇〇	〇・〇七九	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○九州地方整備局告示第七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月十四日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十号	鹿児島県曽於郡大崎町菱田字中須二五五八番一から同町菱田字中須二五九二番一まで	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年七月十四日

国会事項

衆　議　院

国会議員の資産等報告書の閲覧開始のお知らせ

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律に基づく資産等報告書を次の要領で閲覧を開始いたします。

閲覧開始日
　資産等報告書　令和八年七月二十一日（火）
閲覧場所
　衆議院第一議員会館地下一階
　資産等報告書等閲覧室
　（千代田区永田町二丁目二番一号）
閲覧時間等
　午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時三十分まで
　なお、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年一月三日までの日及び事務総長が特に必要と認める日は、閲覧業務を休止いたします。

法律公布奏上通知書受領

七月十日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律
個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律

議案提出

七月十日委員長から提出した議案は次のとおりである。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案（地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出）

議案送付

七月十日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

皇室典範等の一部を改正する法律案

議案通知書受領

七月十日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案
個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

答弁書受領

七月十日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員山本ジョージ提出筋痛性脳脊髄炎等の難病患者および新型コロナウイルス感染症後遺症患者に対する障害福祉サービスの適切な提供並びに障害認定の適正化に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山本ジョージ提出年金給付の期日に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山本ジョージ提出生活保護制度における勤労控除の基礎控除の全額控除額に関する質問に対する答弁書
衆議院議員早稲田ゆき提出留学生の妊娠・出産を契機とする退学等の実態把握に関する第三回質問に対する答弁書
衆議院議員小川淳也提出総額表示における税込価格の表示方法に関する質問に対する答弁書
衆議院議員小川淳也提出アッシャー症候群及び網膜色素変性症に係る治療アクセス等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員小川淳也提出石綿含有建材を使用した建築物の解体及び事業承継に伴う店舗建替えへの支援に関する質問に対する答弁書

報告書及び文書受領

七月十日内閣から次の報告書及び文書を受領した。

水循環基本法第十二条の規定に基づく「令和七年度水循環施策」に関する報告
男女共同参画社会基本法第十二条第一項の規定に基づく「令和七年度男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告
男女共同参画社会基本法第十二条第二項の規定に基づく「令和八年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律第五条の規定に基づく令和七年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告
首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく「令和七年度首都圏整備に関する年次報告」
土地基本法第十一条第一項の規定に基づく「令和七年度土地に関する動向」に関する報告
土地基本法第十一条第二項の規定に基づく「令和八年度土地に関する基本的施策」についての文書
観光立国推進基本法第八条第一項の規定に基づく「令和七年度観光の状況」に関する報告
観光立国推進基本法第八条第二項の規定に基づく「令和八年度観光施策」についての文書
交通政策基本法第十四条第一項の規定に基づく「令和七年度交通の動向」に関する報告
交通政策基本法第十四条第二項の規定に基づく「令和八年度交通施策」についての文書

参　議　院

議事日程

七月十三日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十八号
　令和八年七月十三日（月曜日）
　午後一時開議
第一　国務大臣の報告に関する件（令和七年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告について）
第二　防災庁設置法案（内閣提出、衆議院送付）
第三　防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第四　公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第五　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

特別委員長選任

七月十日次のとおり特別委員長を選任した。

　皇室典範等の一部を改正する法律案特別委員長　　松山　政司

議案提出

七月十日議員から次の議案が提出された。

少額投資非課税制度における国債に係る所得に対する所得税の非課税に関する措置等に関する法律案（原田秀一発議）（参第一七号）

議案受領

七月十日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

皇室典範等の一部を改正する法律案（閣法第六四号）

議案送付（予備審査）

七月十日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

特定空襲等被害者に対する一時金の支給等に関する法律案（舟山康江外七名発議）

議決通知

七月十日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案
個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

答弁書受領

七月十日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石垣のりこ提出ポイント等の付与への公職選挙法の適用に関する質問に対する答弁書（第五七号）
参議院議員石橋通宏提出我が国における難民認定の実態に関する質問に対する答弁書（第五八号）
参議院議員石橋通宏提出我が国における難民認定の状況に関する質問に対する答弁書（第五九号）
参議院議員福島みずほ提出六ヶ所再処理工場及びリサイクル燃料備蓄センターに関する質問に対する答弁書（第六〇号）
参議院議員福島みずほ提出むつ中間貯蔵施設の中長期計画に関する質問に対する答弁書（第六一号）
参議院議員福島みずほ提出高レベル放射性廃棄物の搬出期限に係る責任の所在に関する質問に対する答弁書（第六二号）
参議院議員福島みずほ提出高レベル放射性廃棄物の最終処分場の開始時期に関する質問に対する答弁書（第六三号）
参議院議員福島みずほ提出高レベル放射性廃棄物の最終処分場の建設計画に関する質問に対する答弁書（第六四号）
参議院議員塩村あやか提出不当労働行為に関する質問に対する答弁書（第六五号）
参議院議員仁比聡平提出独立行政法人地域医療機能推進機構が運営する病院に関する質問に対する答弁書（第六六号）

報告書提出

七月十日委員長から次の報告書を提出した。

防災庁設置法案（閣法第一三号）審査報告書

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第一四号）審査報告書

公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二六号）審査報告書

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四一号）審査報告書

法律公布奏上及び通知

七月十日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律

報告書及び文書受領

七月十日内閣から、水循環基本法第十二条の規定に基づく「令和七年度水循環施策」に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、男女共同参画社会基本法第十二条第一項の規定に基づく「令和七年度男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和八年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書を受領した。

また、同日内閣から、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律第五条の規定に基づく令和七年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告を受領した。

また、同日内閣から、首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく「令和七年度首都圏整備に関する年次報告」を受領した。

また、同日内閣から、土地基本法第十一条第一項の規定に基づく「令和七年度土地に関する動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和八年度土地に関する基本的施策」についての文書を受領した。

また、同日内閣から、観光立国推進基本法第八条第一項の規定に基づく「令和七年度観光の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和八年度観光施策」についての文書を受領した。

また、同日内閣から、交通政策基本法第十四条第一項の規定に基づく「令和七年度交通の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和八年度交通施策」についての文書を受領した。

人事異動

内　閣

（大阪簡易裁判所判事）簡易裁判所判事　村田　昌三

願に依り本官を免ずる（七月十日）

（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　迫田　健吉

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（七月十日）

法　務　省

（東京地方検察庁検事）検事　青山　景子

辞職を承認する（七月九日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、モンゴルの国祭日につき、七月十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、モンテネグロの国祭日につき、七月十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和八年七月十四日

金融庁長官　伊藤　豊

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
令和８年４月28日	宮城県知事(15)第00074号	株式会社ビジネスサービス（有限会社ビジネスサービス）
令和８年４月28日	東京都知事(1)第32051号	ニューバーガー日本プライベート・デット合同会社（日本プライベート・デット株式会社）
令和８年５月１日	東京都知事(3)第31765号	株式会社地域医療ファイナンス（DFHファイナンス株式会社）

令和８年６月10日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
兵庫県阪神北県民局長(12)第27017号	株式会社ホスピア
三重県知事(6)第02005号	銀商
東京都知事(2)第31907号	META Capital株式会社

令和８年６月10日付で、日本貸金業協会からの入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(1)第32063号	デットファンドA投資事業有限責任組合
東京都知事(1)第32067号	UntroD Bridge Capital株式会社
東京都知事(1)第32069号	株式会社こまきメディカルサービス
東京都知事(1)第32071号	株式会社TERASS Financial Technologies

令和８年６月10日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（不更新）

登録番号	商号、名称又は氏名
大阪府知事(1)第13022号	八千代化学工業株式会社

九州地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和８年７月14日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

道路の種類	路線名	区間
一般国道	208号	荒尾市万田字口ノ坪891番2から同市原万田字浦田839番30までの上下線

公　　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人芳見孝行の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和８年７月14日　　盛岡地方法務局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失 踪 宣 告

除 権 決 定

破産手続における包括的禁止命令

破産手続における保全管理命令

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第３号
新潟市中央区学校町通一番町１２番地市役所前ビル３階
清算株式会社　株式会社石橋商店
代表清算人　原　田　宏　一
1　決定年月日　令和８年６月２９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（ヒ）第２号
茨城県日立市留町前川1187番地２
清算株式会社　株式会社川崎精工
代表清算人　　川崎　光明
1　決定年月日　令和８年６月29日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
水戸地方裁判所日立支部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第１０１号
北海道上川郡東川町天人峡
清算株式会社　株式会社見河管財
代表清算人　廣　田　善　康
1　決定年月日　令和８年６月２９日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第３号
福井市三十八社町３２字２０番１
清算株式会社　株式会社タケダ開発
1　決定年月日　令和８年６月３０日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福井地方裁判所民事部

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十四日

福岡市南区大橋一丁目四番一九号

（甲）司法書士法人そうぞう

代表社員　浦　志寿馬

福岡市中央区舞鶴三丁目六番一七号第三コーポ舞鶴ビル一〇三

（乙）司法書士法人すずらん

社員　吉田　純子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は、乙の事業所矢口センター（千葉県印旛郡栄町矢口神明二丁目二番一）が営む高圧ガス保安法に基づくＬＰガスの充填所の運営、ＬＰガスの充填及び一般貨物事業による配送並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める保安業務第二号及びガス切れへの対応業務等に係る一切の事業（以下「本事業」という）に関して有する権利義務を、吸収分割により承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月三十日

掲載頁　一五九頁（号外第一四五号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十日

掲載頁　一五九頁（号外第一二八号）

令和八年七月十四日

埼玉県さいたま市中央区大字下落合一〇七一番地二

（甲）株式会社ホームエネルギー関東

代表取締役　奥山　浩伸

千葉県松戸市串崎新田六三番地一〇

（乙）ハートネット東関東株式会社

代表取締役　三澤　達也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割をして甲は乙の製造拠点である富山第二工場において営む医療用医薬品（注射剤）のＣＤＭＯ事業に関する権利義務を承継し、乙はこれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十六日

掲載頁　二〇六頁（号外第一四二号）

令和八年七月十四日

富山市婦中町板倉七五〇番地

（甲）日本化薬ファルマテック株式会社

代表取締役　本　拓也

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目三八三番地

（乙）株式会社富士薬品

代表取締役　高柳　昌幸

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の静岡県内における調剤薬局事業及び訪問看護事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月十四日

静岡県富士宮市大宮町一七番三号

（甲）株式会社もんじゅ

代表取締役　佐野　文章

愛知県知立市谷田町本林一丁目一番地二二

（乙）有限会社文寿

代表取締役　佐野　文章

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十四日

東京都渋谷区初台二丁目二二番八号

エミィ合同会社

代表社員　村上　明

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＮＯＷとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十四日

神奈川県横浜市神奈川区栄町五―一横浜クリエーションスクエア一四階

合同会社ＮＯＷ

代表社員　株式会社ユアルート

職務執行者　宮城麻衣子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十四日

岐阜県大垣市林町一丁目二〇七番地

ラポールパートナーズ合同会社

代表社員　片野　千哉

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る財産目録及び貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年七月十四日

静岡県賀茂郡東伊豆町稲取一八一三番地の一

農事組合法人ニッ堀農園

理事　田村　雅彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十四日

名古屋市緑区兵庫一丁目一一二番地

合資会社タルズファム

代表社員　冨田　英揮

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十四日

福岡市博多区竹丘町一丁目四番三―一〇五号

合同会社ＴＡＳＳ・ＬＩＦＥ

代表社員　小川　静香

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十四日

福岡市博多区博多駅南三丁目五番三五大蔵マンション南博多五〇四号

ＴＮＧＲＯＵＰ合同会社

代表社員　ファム　ゴック　ギェン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十四日

熊本市北区植木町伊知坊八五番地

アパレント橋本合同会社

代表社員　橋本富美代

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十四日

熊本市北区植木町伊知坊八五番地

エステート橋本合同会社

代表社員　橋本富美代

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十四日

熊本市北区植木町伊知坊八五番地

合同会社橋本

代表社員　橋本富美代

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十四日

熊本市北区植木町伊知坊八五番地

合同会社橋本ＦＫ

代表社員　橋本富美代

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十四日

熊本市北区植木町伊知坊八五番地

合同会社橋本ＳＪ

代表社員　橋本富美代

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一〇億三四七八万九二七円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月二十一日であり、株主総会の決議は、令和八年七月二十七日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月十四日

札幌市中央区北十条西十五丁目一番地四

ラバン株式会社

代表取締役　松尾　年展

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年七月四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年七月十四日

東京都千代田区外神田二丁目一一番八号

富永電気株式会社

代表取締役　中川　将宏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千七百七十万五百二十五円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月三十一日

掲載頁　六十二頁（号外第七十六号）

令和八年七月十四日

東京都千代田区外神田二丁目三番六号成田ビル三階

株式会社クオトミー

代表取締役　大谷　隼一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十七日

掲載頁　一一五頁（号外第九十八号）

令和八年七月十四日

神奈川県綾瀬市深谷中七丁目一六番三号

株式会社巳作電設

代表取締役　為末　和善

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月二日

掲載頁　八十七頁（号外第一四八号）

令和八年七月十四日

東京都千代田区外神田二丁目一一番八号

富永電気株式会社

代表取締役　中川　将宏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千七百七十万五百二十五円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月三十一日

掲載頁　六十二頁（号外第七十六号）

令和八年七月十四日

東京都千代田区外神田二丁目三番六号成田ビル三階

株式会社クオトミー

代表取締役　大谷　隼一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十七日

掲載頁　一一五頁（号外第九十八号）

令和八年七月十四日

神奈川県綾瀬市深谷中七丁目一六番三号

株式会社巳作電設

代表取締役　為末　和善

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十四日

熊本市北区植木町伊知坊八五番地

合同会社橋本

代表社員　橋本富美代

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十四日

熊本市北区植木町伊知坊八五番地

エステート橋本合同会社

代表社員　橋本富美代

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十四日

熊本市北区植木町伊知坊八五番地

アパレント橋本合同会社

代表社員　橋本富美代

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十四日

福岡市博多区博多駅南三丁目五番三五大蔵マンション南博多五〇四号

ＴＮＧＲＯＵＰ合同会社

代表社員　ファム　ゴック　ギェン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十四日

福岡市博多区竹丘町一丁目四番三―一〇五号

合同会社ＴＡＳＳ・ＬＩＦＥ

代表社員　小川　静香

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十四日

熊本市北区植木町伊知坊八五番地

合同会社橋本ＦＫ

代表社員　橋本富美代

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十四日

熊本市北区植木町伊知坊八五番地

合同会社橋本ＳＪ

代表社員　橋本富美代

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年七月四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月十四日

札幌市中央区北十条西十五丁目一番地四

ラバン株式会社

代表取締役　松尾　年展

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一〇億三四七八万九二七円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月二十一日であり、株主総会の決議は、令和八年七月二十七日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月十日

掲載頁　一一二頁（号外第八十五号）

令和八年七月十四日

東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号

株式会社ペイメントフォー

代表取締役　山崎祐一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十五億円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年三月二十三日

掲載頁　四十六頁（号外第六十二号）

令和八年七月十四日

神奈川県藤沢市村岡東二丁目二六番地の一

株式会社スコヒアファーマ

代表取締役　渡部　正教

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億二千五百四十一万七千五百九十三円減少し、減少する資本金の額のうち二億四千九百九十八万八千七百五十六円を資本準備金とすることにいたしました。また、令和八年六月二十四日から同年九月二十九日までの日を払込期日又は払込期間の末日とする募集株式の発行により資本金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少し、その全額を資本準備金とし、最終的な資本金の額を一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十一日

掲載頁　九十頁（号外第一〇四号）

令和八年七月十四日

静岡県浜松市中央区鍛冶町一〇〇―一ザザシティ浜松中央館Ｂ一Ｆ、ＦＵＳＥ

株式会社Ｍａｇｉｃ　Ｓｈｉｅｌｄｓ

代表取締役　下村　明司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年七月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月十四日

愛知県岡崎市百々西町六番地六

株式会社トラストワーク岡崎

代表取締役　岡野　翔大

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三三億三七七七万五八三三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年七月十四日

東京都千代田区麹町五丁目七番地二ＭＦＰＲ麹町ビル七Ｆ

株式会社インフキュリオン

代表取締役　丸山　弘毅

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一千億円減少させ、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年七月十四日

東京都品川区西品川一丁目一番一号住友不動産大崎ガーデンタワー

ＡＲＣＨＩＯＮ株式会社

代表取締役社長ＣＥＯ

カール・デッペン

準備金の額の減少公告

令和八年八月十七日を効力発生日とする株式会社シー・エフ・サプライとの株式交付（以下「本株式交付」という。）により増加した資本準備金の額について、本株式交付による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。ただし、本株式交付による資本準備金の増加額を減少するものであることから、資本準備金の額の減少の効力発生日後の資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月十四日

大阪府東大阪市長田東二丁目三番二九号

株式会社シーエフホールディングス

代表取締役　吉田　克彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千四百七十五万円、資本準備金の額を一千七十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十九日

掲載頁　一七八頁（号外第一四三号）

令和八年七月十四日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一六番二六号

第一協和株式会社

代表取締役　喜多三枝子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千七十五万円、資本準備金の額を一千七十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十九日

掲載頁　一七八頁（号外第一四三号）

令和八年七月十四日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一六番二六号協和ビル四〇三号

株式会社喜多商事

代表取締役　喜多三枝子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千八百五十万円、資本準備金の額を六千三百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月十四日

東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目二〇番地一五号ＵＫビル

アドバンスト・ストラテジー有限会社

代表取締役　喜多三枝子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億一千三百六十九万七千八十円、資本準備金の額を九千五百六十一万九千七百四十二円減少し、それぞれ二億円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年六月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年七月十四日

東京都千代田区内神田二丁目一二番五号

株式会社ビーマップ

代表取締役　杉野　文則

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千億百二十八円、資本準備金の額を一千億百二十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月三十日

掲載頁　二二〇頁（号外第一四五号）

令和八年七月十四日

東京都日野市日野台三丁目一番地一

日野自動車株式会社

代表取締役社長ＣＥＯ

サティヤカーム・アーリャ

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千四百六十万円、資本準備金の額を二千百六十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十九日

掲載頁　一八六頁（号外第一四三号）

令和八年七月十四日

山梨県北杜市白州町台ケ原二二八九番地

株式会社喜三の庭

代表取締役　喜多三枝子

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年七月二十九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株に分割することにいたしましたので公告します。

令和八年七月十四日

千葉市中央区弁天二丁目二〇番二〇号

株式会社拓匠開発ホールディングス

代表取締役　工藤　英之

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十四日

長野県上田市常田三丁目二番二九号

株式会社山辺

代表取締役　秋山　晴司

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるテンマ・シキが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十四日

北九州市八幡東区大宮町六番七号

ハッピー学習センター合同会社サングループ

日本における代表者　テンマ・シキ

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資五十七億八千二百九十一万六千百十七口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年八月十七日までに当社にご提出下さい。

令和八年七月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ２特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資四十億六千四百八十四万五千百七十四口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年八月十七日までに当社にご提出下さい。

令和八年七月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ３特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資十一億九千百九十一万三千五百八口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年八月十七日までに当社にご提出下さい。

令和八年七月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ４特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資五十五億九千二十四万千五百十一口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年八月十七日までに当社にご提出下さい。

令和八年七月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ７特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資二十一億千四百四万六千百七十七口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年八月十七日までに当社にご提出下さい。

令和八年七月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ８特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資二十六億六千九百四十三万千五百四十六口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年八月十七日までに当社にご提出下さい。

令和八年七月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ９特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金百二十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年一月六日

掲載頁　二十九頁（号外第二号）

令和八年七月十四日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号アース・タックス税理士法人内

Ｍａｒｖｅｌ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十二億六千六百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は令和八年四月二十七日付官報の号外第九十八号一一三頁に掲載されております。

令和八年七月十四日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

ＡＣＰトライベッカ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二十六億四百八十七万千二百六十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001083/a8b9/

令和八年七月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五十七億八千二百九十一万六千百十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001285/d8k9/

令和八年七月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ２特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四十億六千四百八十四万五千百七十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001286/u9y4/

令和八年七月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ３特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十一億九千百九十一万三千五百八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001287/kp67/

令和八年七月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ４特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四十八億五千八百九十五万千二百三十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001322/2n8/

令和八年七月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ５特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五十五億九千二十四万千五百十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001352/x87y/

令和八年七月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ７特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二十一億千四百四万六千百七十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001362/st64/

令和八年七月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ８特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二十六億六千九百四十三万千五百四十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001364/5x2p/

令和八年七月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ９特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四十七億六千九百九十六万千二百一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001363/c4o6/

令和八年七月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ10特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十九億五千二百二十五万百八十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001407/2nm7/

令和八年七月十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ11特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

確定給付企業年金の清算公告（第一回）

当社の規約型確定給付企業年金は、令和八年四月三十日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和八年七月十四日

東京都中央区銀座四丁目七番五号

王子木材緑化株式会社

確定給付企業年金　清算人　黒田　一郎

債権申出の公告（第二回）

当社規約型確定給付企業年金は、令和八年五月二十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第三号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十四日

東京都港区芝浦三丁目一番二一号

三菱自動車工業株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　田保　博章

訂正公告

令和八年六月二十六日（号外第一四二号）掲載の行旅死亡人中、「愛知県日進市赤池町箕ノ手２番地954」とあるは「愛知県日進市赤池町箕ノ手２番地941」の誤りにつき訂正します。

令和八年七月十四日

愛知県　日進市長　近藤　裕貴

訂正公告

令和八年十二月二日（号外第二八〇号）掲載の行旅死亡人中、「愛知県日進市赤池町箕ノ手２番地954」とあるは、「335,659」の誤りにつき訂正します。

令和八年七月十四日

名古屋市西区牛島町六番一号

ミネルヴァ債権回収株式会社

代表取締役　磯部　悟

訂正公告

令和八年三月三十一日（号外第七十五号）こども家庭庁告示第五号（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示）（原稿誤り）

四四四

ページ	段	行	誤	正
			改正前欄 福祉・介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	改正後欄 福祉・介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)